

# 空き家利活用促進住宅 借受者募集要綱

令和 8 年度募集

この募集要綱は、空き家利活用促進住宅の借受者募集に関し、必要な事項を定めるものです。

本町では、空き家となっている町有の空き家を利活用し、子育て世帯の移住・定住促進及び地域コミュニティの維持を図るため、「空き家利活用促進住宅」の借受者を募集します。

本住宅は、貸付期間中、住宅及び土地を適正に管理し、15年以上継続して居住するなどの要件を満たした場合、当該住宅及び土地の無償譲渡（譲与）を受けることができる制度です。

## 1 募集住宅

| 名称     | 所在地                      | 建設年度    | 構造    | 床面積                  | 付属物   | 敷地面積                 | 月額貸付料    | 敷金 |
|--------|--------------------------|---------|-------|----------------------|-------|----------------------|----------|----|
| 清水鉄南 1 | 清水町北 1 条西<br>4 丁目 2 番地 1 | 平成 9 年  | 木造平屋建 | 75.33 m <sup>2</sup> | 車庫・物置 | 417.5 m <sup>2</sup> | 50,000 円 | 不要 |
| 清美 1   | 清水町南 4 条西<br>3 丁目 1 番地   | 平成 10 年 | 木造平屋建 | 75.33 m <sup>2</sup> | 車庫・物置 | 230.0 m <sup>2</sup> | 50,000 円 | 不要 |

※敷地面積は分筆中のため変更になる場合があります。

|             |                                                                                          |
|-------------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| 住宅設備（両住宅共通） | ・テレビアンテナ ・プロパンガス ・上下水道完備 ・ユニットバス 0.75 坪 ・給湯設備<br>・ストーブ ・トイレ洗浄便座 ・カメラ付きドアホン ※ガスコンロは入居者で設置 |
|-------------|------------------------------------------------------------------------------------------|

## 2 公募期間

- ・令和 8 年 7 月 1 日（水）から令和 8 年 11 月 20 日（金） まで
- ・申請書類を募集期間内に郵送又は建設課に提出してください。郵送の場合は、募集期間内に到着したものを対象とします。

## 3 申込資格

申込みできる方は、次の要件をすべて満たす方です。

- ・借り受けた住宅及び土地を適正に管理できること。
- ・貸付申請日前 1 年以上継続して清水町外に住所を有していること。
- ・貸付決定をする年度の 4 月 1 日時点において 15 歳未満の子を扶養し、その子とともに当該住宅に居住し、住民登録を行うこと。配偶者がある場合は、配偶者も当該住宅に居住し、住民登録を行うこと。
- ・住宅所在地の町内会に加入し、町内会活動をはじめ地域活動へ積極的に参加すること。
- ・当該住宅に 15 年以上継続して居住し、無償譲渡後も引き続き居住する意思を有すること。
- ・申請者及び同居し、又は同居しようとする親族が暴力団員でないこと。
- ・市区町村税を滞納していないこと。
- ・貸付契約の締結に当たり、町が定める条件を満たす連帯保証人 1 名を確保できること。

保証人の条件

- ①本町内に住所を有する者又は本町外に住所を有する三親等以内の親族
- ②未成年でない者
- ③独立した生計を営む者
- ④市区町村税を滞納していない者

#### 4 貸付条件等

- ・貸付料は、募集住宅の月額貸付料のとおりです。
- ・貸付決定後、町と貸付契約を締結し、連帯保証人と連署した誓約書と連帯保証人の市区町村税の滞納がない証明書を提出する必要があります。
- ・令和9年4月16日までに入居し、入居者全員の住民票の写しを提出する必要があります。
- ・住宅の修繕その他維持管理に要する費用は、原則として借受者の負担となります。ただし、屋根、外壁、柱、床、基礎その他主要構造部に係る修繕で、借受者の故意又は過失によらないものは町の負担となります。
- ・住宅の転貸、入居権利の譲渡、無断の用途変更、無断の模様替え・増築、周辺環境を乱す行為等は禁止されています。
- ・ペットを飼育することはできません。

#### 5 申請に必要な書類

- ①普通財産（空き家利活用促進住宅）借受申請書（別記様式第1号）
- ②入居予定者全員の本籍が記載された住民票
- ③市区町村税を滞納していないことを証する書類（未就学者及び就学者を除く世帯全員）
  - ・現在住所地の市区町村が発行する滞納がないことの証明書（例：納税証明書）を提出してください。  
なお、本年1月1日時点の市区町村と、現在の住所地の市区町村が異なる場合は、本年1月1日時点の住所地の市区町村が発行する書類を提出してください。
  - ※非課税の場合は、非課税であることが確認できる書類等を提出してください
- ④暴力団員ではないことを警察書へ確認することの同意書（別記様式第2号）
- ⑤その他町長が必要と認める書類（別途提出が必要な書類がある場合）

#### 6 選考方法

- ・申請者が多数である場合やその他必要があると認める場合は、申請書類による一次選考を行います。
- ・選考に当たり、申請者との面談を行います。面談は対面又はオンライン（Web）により実施することができます。
- ・借受者の決定は、空き家利活用促進住宅借受者選考委員会の意見を聴いて、町長が決定します。
- ・借受を希望する住宅について第1希望及び第2希望を申請するものとします。
- ・借受者は、申込者全体の中から選考により決定し、借受住宅は、借受者の希望順位及び選考結果を踏まえて町長が決定します。希望が重複した場合は、選考結果の順位を優先するものとします。
- ・順位を決め難い場合は、公開抽選により借受者を決定することがあります。
- ・借受者として決定した方及び不決定となった方には、書面により通知します。

#### 7 募集から入居までの予定

| 項 目         | 時 期                     | 内 容                |
|-------------|-------------------------|--------------------|
| 公募期間        | 令和8年7月1日～ <u>11月20日</u> | 申請書類の受付            |
| 書類確認・一次選考   | 令和8年 <u>11月下旬</u>       | 申請者多数の場合等に実施       |
| 面談          | 令和8年 <u>12月上旬予定</u>     | 対面又はオンライン（Web）で実施  |
| 選考委員会・入居者決定 | 令和8年 <u>12月中旬予定</u>     | 選考委員会の意見を聴き、町長が決定  |
| 契約・入居手続     | 入居決定から30日以内             | 貸付契約、誓約書提出、入居可能日通知 |
| 入居期限        | <u>令和9年4月16日まで</u>      |                    |

## 8 15年以上居住後の無償譲渡について

- ・借受者が、入居した日から起算して15年以上継続して居住し、要綱及び貸付契約に定める事項を遵守していること、町に対する債務を滞納していないこと、住宅及び土地を適正に管理していることなどの要件を満たす場合、町長は当該住宅及び土地を無償譲渡することができます。
- ・無償譲渡を受けようとする場合は、無償譲渡申請書及び必要書類の提出が必要です。
- ・無償譲渡は自動的に行われるものではなく、15年経過後に要件の確認を行った上で決定します。
- ・住宅及び土地の無償譲渡に伴う所有権移転登記その他取得に要する費用、当該取得に伴い課される公租公課及び無償譲渡後に当該住宅及び土地の所有に伴い課される公租公課は、無償譲渡を受ける方の負担となります。

## 9 留意事項

- ・本募集要綱に定めるもののほか、空き家利活用促進住宅の貸付け及び譲与に関し必要な事項は、「普通財産（空き家利活用促進住宅）貸付要綱」及び貸付契約によります。
- ・申請内容に虚偽がある場合や、貸付決定後に必要な手続を行わない場合は、貸付決定を取り消すことがあります。

## 10 申込書類提出先

担当 北海道清水町 建設課 住宅都市係

所在 〒089-0192 北海道上川郡清水町南4条2丁目2番地

提出方法 郵送又は建設課へ持参（募集期限内必着）

## 11 問い合わせ先

電話 0156-62-2113（建設課直通）

メール jyutaku@town.shimizu.hokkaido.jp